

(案)

北本市市民公益活動推進計画

(令和5年度から令和9年度)

北本市

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置付け | 6 |
| 3 計画期間 | 8 |
| 4 今後の展開 | 8 |
| 第2章 市民公益活動の理念 | 9 |
| 1 市民公益活動の理念 | 11 |
| 2 市民公益活動団体の特性 | 12 |
| 3 市民公益活動支援の領域 | 12 |
| 第3章 市民公益活動の現状と課題 | 13 |
| 1 市民公益活動団体の支援の現状 | 15 |
| 2 市民公益活動に対する市民の意識 | 17 |
| 3 計画の取組状況 | 24 |
| 4 市民公益活動推進の課題 | 28 |
| 第4章 市民公益活動推進の基本方針 | 29 |
| 1 基本目標 | 31 |
| 2 推進施策 | 32 |
| 第5章 市民公益活動推進施策の展開 | 35 |
| 1 市民公益活動の普及・啓発 | 37 |
| 2 市民公益活動の環境整備 | 39 |
| 3 市民公益活動団体の活動支援 | 40 |
| 4 市民公益活動のネットワーク形成 | 41 |
| 第6章 計画の推進 | 43 |
| 1 計画の推進体制 | 45 |
| 2 計画の進行管理 | 45 |
| 資料編 | 47 |
| 北本市自治基本条例 | 49 |
| 北本市協働推進条例 | 56 |
| 北本市協働推進条例施行規則 | 59 |
| 北本市市民公益活動推進計画（2018-2022）年度別進行計画実施状況 | 61 |
| 北本市市民公益活動推進計画（R5-R9）年度別進行計画 | 65 |
| 市民公益活動に関するアンケート報告書 | 69 |
| 企業の市民公益活動に関するアンケート報告書 | 97 |

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では「協働」という言葉が一般的に使用される以前から、市民のまちづくり活動への参加や、市民活動団体のまちづくりへの取組が盛んに行われてきました。

本市が施策として「協働のまちづくり」を最初に掲げたのは、平成17年度に策定した『第四次北本市総合振興計画』で、将来都市像を実現するために、市民と行政の協働をまちづくりの基本理念とするとしています。

平成18年度には、『北本市市民と行政との協働推進計画』（以下、「協働推進計画」という。）を策定し、この計画に基づき、平成19年5月に市民公益活動の拠点施設として、北本市コミュニティセンター内に北本市市民公益活動支援コーナーを開設するとともに、平成20年4月に市民との協働の推進を主管する協働推進課を設置し、市民公益活動活性化のための環境づくりに取り組んできました。

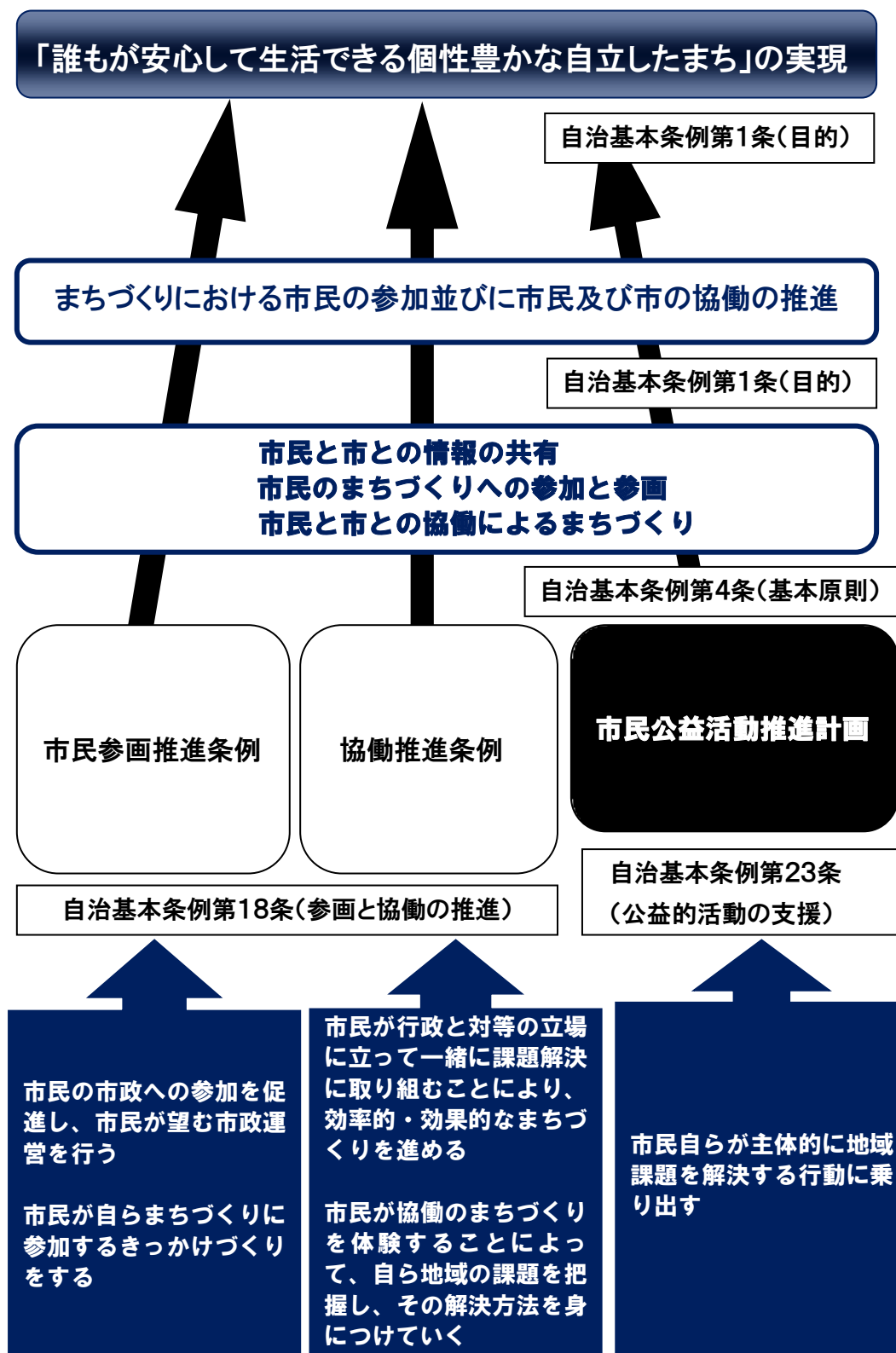
市民公益活動活性化のため、またこうした環境づくりと平行して平成18年度からは、自治基本条例の制定に向けた検討が始まり、約3年にわたり検討を重ね、平成22年4月1日に『北本市自治基本条例』を施行しました。

その後、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を設置するとともに、北本市協働推進等庁内検討委員会及び北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会を組織して、『北本市自治基本条例』に基づく『北本市市民参画推進条例』『北本市協働推進条例』を整備してきました。

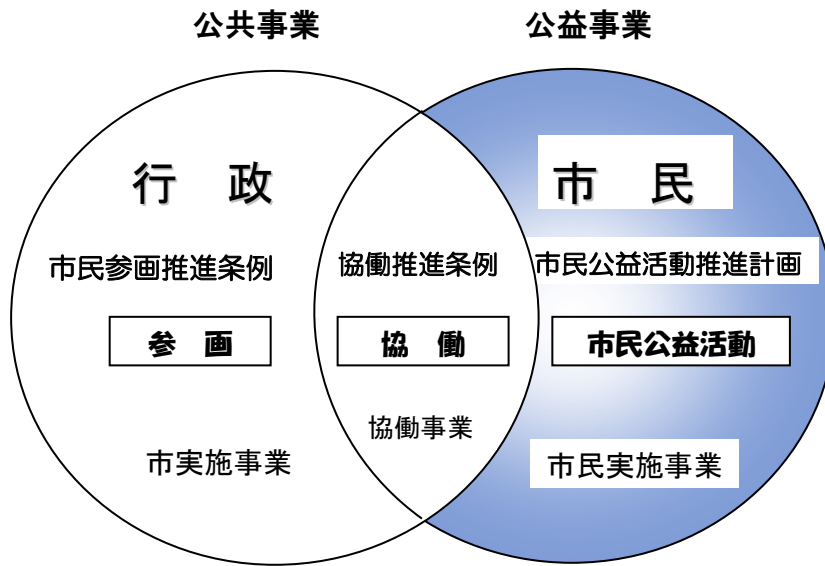
平成25年3月に、市民が主体的に取り組む市民公益活動を推進するための計画として「北本市市民公益活動推進計画」を策定し、平成30年3月には第2次計画にあたる計画を策定しました。

この計画が、令和4年度で満了となるため、この度、『第五次総合振興計画（平成28年度から10年間）』との整合を図りながら、令和5年度からの5年間で計画期間とする計画を策定しました。

今後も「参画」「協働」「市民公益活動」を一体的に推進することにより、『北本市自治基本条例』に掲げた「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」の実現を目指します。



北本市自治基本条例に掲げた「目指すまち」の実現に向けて



北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」

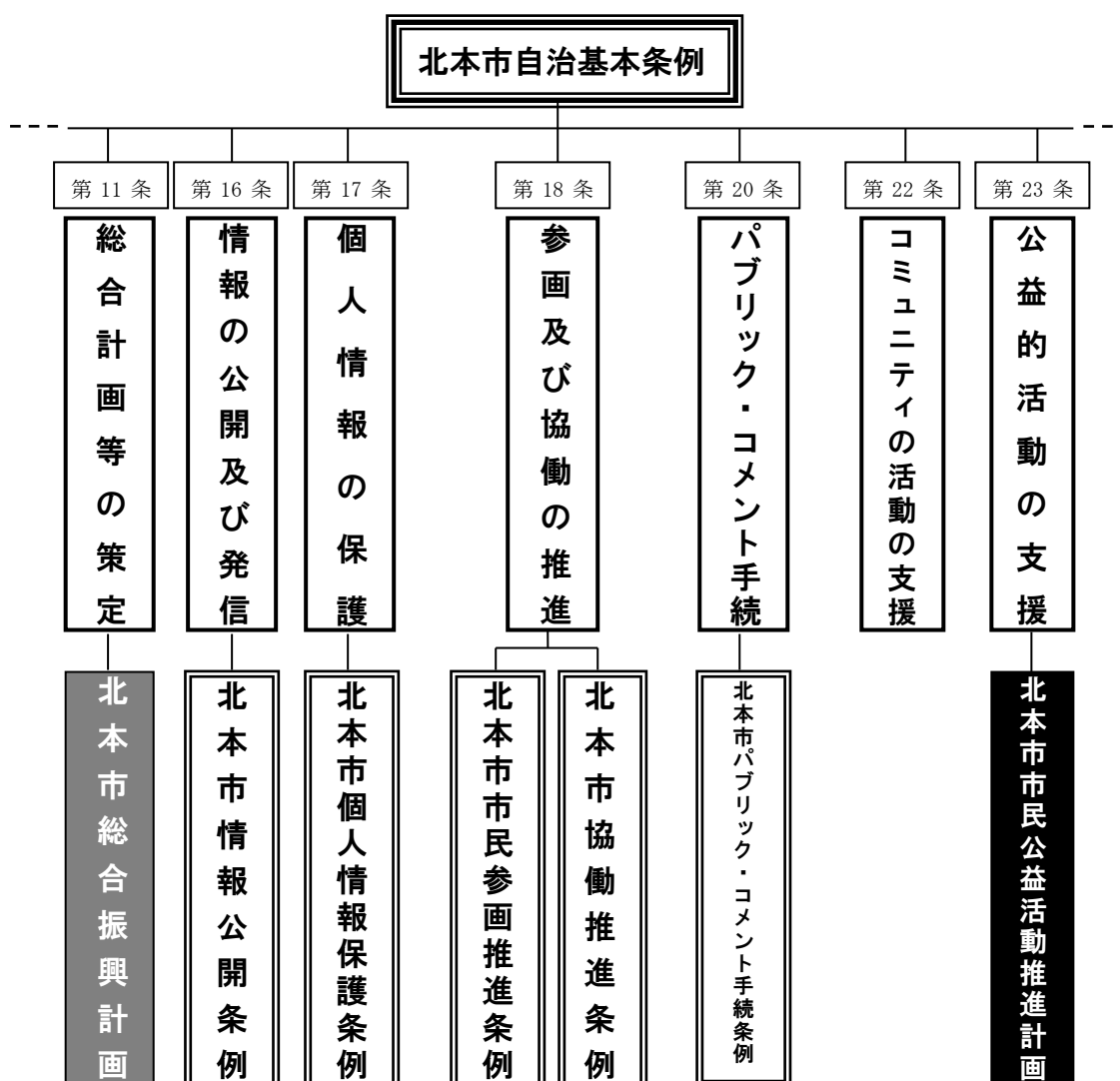
『北本市自治基本条例』をまちづくりの最高規範と位置付け、その傘下の『北本市市民参画推進条例』『北本市協働推進条例』『北本市市民公益活動推進計画』に基づき、「参画」「協働」「市民公益活動」にそれぞれ分類し、住民自治の確立を推進します。

2 計画の位置付け

(1) 北本市自治基本条例における市民公益活動支援の位置付け

『北本市自治基本条例』は、本市のまちづくりにおける最高規範として位置付けられ、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「まちづくりへの参加と市政への参画」「協働によるまちづくり」とし、市民一人ひとりが市政や身近なまちづくりについて考え、主体的に行動することができる参画と協働のまちづくりを目指しています。

本計画には、『北本市自治基本条例』第23条に規定する「公益的活動の支援」を推進するための施策を掲載しています。



北本市市民公益活動推進計画の位置付け

(2) 計画策定の経緯

本計画は、平成30年3月に策定した『北本市市民公益活動推進計画』の計画期間が満了することから第3次計画として策定しました。計画策定にあたっては、市民公益活動団体及び市内企業に対するアンケート調査を実施し、協働推進等庁内検討委員会で施策としてまとめました。

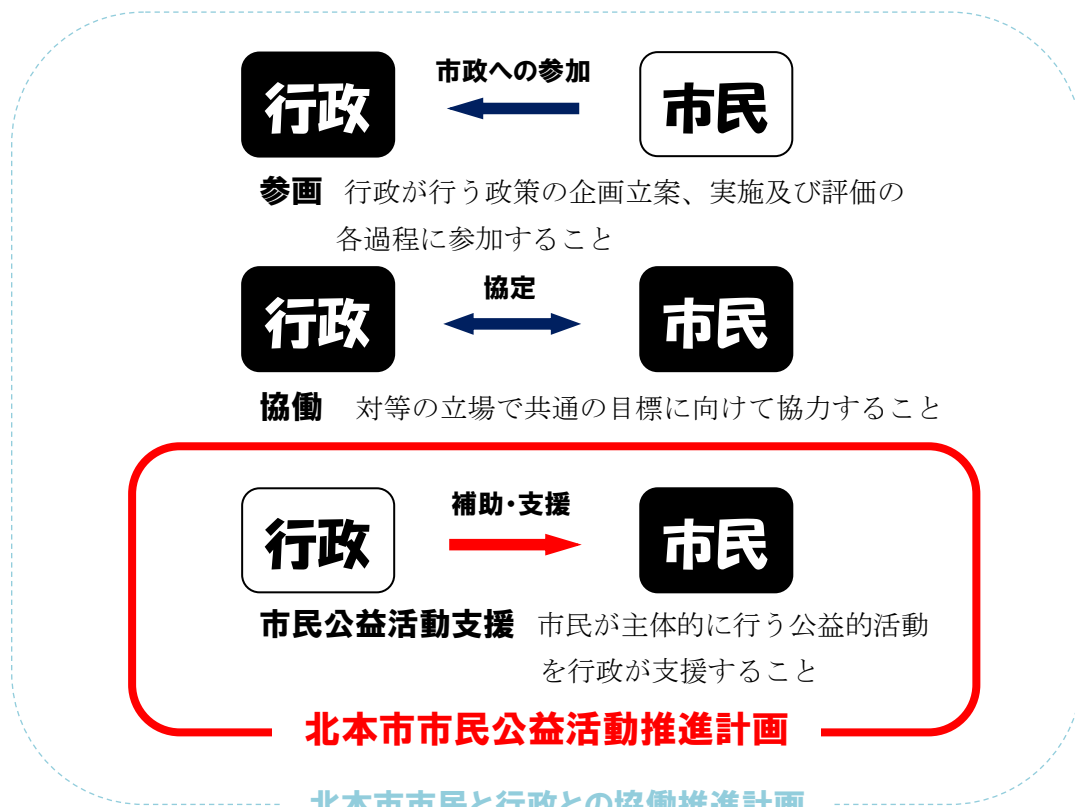
本計画は、総合振興計画及びその他分野別計画等との整合を図っています。

(3) 北本市市民と行政との協働推進計画との関連

協働推進計画は、計画期間を平成19年度から平成24年度までとし、「協働」を広義に捉え「市民参画」「協働」「市民公益活動支援」をそれぞれ推進するための施策を盛り込んだ計画でした。

しかし、平成22年4月に『北本市自治基本条例』が施行されたことにより、本市における「協働」の定義が明確となったことから、協働推進計画の期間終了に伴い、平成25年3月に『北本市自治基本条例』第23条に規定する「市民の公益的活動」を支援及び促進するための計画として「北本市市民公益活動推進計画」を策定しました。

従って、協働推進計画に記載していた「参画」は『北本市市民参画推進条例』において、また、「協働」は『北本市協働推進条例』において整理され、それぞれの条例のもとに推進施策を講じています。



「参考」「協働」「市民公益活動支援」の定義

3 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度からの5年間とします。本計画を基本計画として位置付け、年度ごとに推進施策を決定します。

4 今後の展開

本市が目指すまちづくりは、『北本市自治基本条例』の前文に規定されている「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築くこと」であり、それは、住民自治の確立を目指すことにあります。

『北本市自治基本条例』には、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「まちづくりへの参加と市政への参画」「協働によるまちづくり」と規定しており、その実現のためには、市民が主体的に地域の問題解決に取り組む体制を確立していく必要があります。

市民公益活動は、市民が自ら地域課題を解決するための取組であることから、その活動をより活性化・多様化していくことが住民自治の確立につながっていくものと捉えています。

第2章 市民公益活動の理念

第2章 市民公益活動の理念

1 市民公益活動の理念

本市における市民公益活動は、『北本市協働推進条例』第2条第4号に規定する活動を指します。

市民活動は、市民の主体的な参加と支援によって行われる活動として、サークル活動、学習会や研究会等も含んだ活動を指しますが、この市民活動のうち公益的性格の強い活動を本市では「市民公益活動」と捉えています。その活動は、継続性を有し、市民が自らの意思で自由に行う社会貢献活動であって、行政によりその活動が制限されることがあってはなりません。

市民が市民同士で相互に助け合うという「共助」の考え方に加えて、今後個人、団体が相互に連携し、自ら地域の課題解決に取り組んでいく姿勢が重要となります。

北本市協働推進条例 第2条

- (4) 市民公益活動団体 市民公益活動（不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人をいう。
- ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動

2 市民公益活動団体の特性

市民公益活動団体は、行政とは異なる質、特性を持っています。市民公益活動団体はその特性を活かし、行政が対応困難な市民ニーズに対応していくことにより、新たな「公共サービス」の提供が可能となります。

市民公益活動団体が持つ特性は、主に次のようなものがあげられます。

- (1) 「自主性」 自らの判断で行動できる
- (2) 「自立性」 行政・企業等から独立し自らの力で取り組める
- (3) 「自発性」 自ら進んで社会問題の解決に取り組める
- (4) 「柔軟性」 制度・常識に捉われずその状況に合わせた対応ができる
- (5) 「迅速性」 時機に応じてすばやくその問題に対処できる
- (6) 「多様性」 一人ひとりのニーズに合わせたさまざまなサービスが提供できる
- (7) 「先駆性」 新たな社会的課題・市民ニーズを発見し取り組める
- (8) 「創造性」 新奇で独自かつ生産的な発想をもつ
- (9) 「専門性」 活動分野の実践・専門知識を蓄積している

3 市民公益活動支援の領域

市民公益活動は、北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」のとおり、あくまでも市民が主体的に行う社会貢献活動で、行政は必要に応じてその活動を支援するものです。そのため、行政が主体的に関与する事業や、行政が事務局を担っているものなどは市民公益活動には当てはまりません。

支援は主に現在活動している団体の活動を充実させるための取組や、現在、市民公益活動に関わりのない市民が市民公益活動に参加するきっかけづくりなどを中心に、市民公益活動がより活性化していくための取組を行います。

なお、市が市民公益活動団体を支援する際には、市民公益活動団体の特性を損なわないよう十分に配慮します。

第3章 市民公益活動の現状と課題

第3章 市民公益活動の現状と課題

1 市民公益活動団体の支援の現状

市内で活動している市民公益活動団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）、北本市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体等、70近くの数になりますが、その他にも市や既存の組織に関わることなく独自に活動する団体も存在しています。

平成10年に施行された『特定非営利活動促進法』の規定に基づき設立された本市に主たる事務所を有するNPO法人の数は、令和4年10月現在で、14団体となっています。

これらの団体に対し、現在行っている支援の状況は、以下のとおりです。

(1) NPO法人の活動の支援

市内に主たる事務所を有するNPO法人14団体については、現在、市の公式ホームページで、団体の概要紹介を行っています。

これらの団体を対象に、市が年1回情報交換会を開催しているほか、団体紹介パネル展等の事業も行っていきます。令和元年度には企画会議で実施内容を検討し、団体発表とパネル展を組み合わせたイベントを実施しました。

新たに法人化を目指す団体については、県やNPO法人が実施している相談窓口などの情報を案内するとともに、法人格を取得した団体に対しては、法人格取得に要した経費の一部を補助しました。

(2) 北本市ボランティアセンター

北本市社会福祉協議会では、北本市総合福祉センター内に北本市ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する実態把握及び連絡調整、情報提供、相談、斡旋、相談所の設置、研修、善意金品の預託及び配分等を行っています。

北本市ボランティアセンターには、令和4年10月現在、40の団体が登録されており、ボランティア支援をする専門スタッフであるボランティアコーディネーターが在駐していて、ボランティア相談を実施しています。

(3) その他の市の支援の状況

平成19年度にコミュニティセンター内に市民公益活動支援コーナーを設置し、市民公益活動団体の情報提供、市民公益活動団体の交流の場及び活動の場の提供を行っていましたが、平成26年度の新庁舎建設を機に、市役所2階に移設しました。

また、北本駅東西自由通路には、NPO／ボランティア団体情報掲示板を設置して、市民公益活動団体の情報発信の支援を行っており、多くの団体に利用されています。



市役所2階



駅自由通路

2 市民公益活動に対する市民の意識

(1) まちづくり市民アンケート

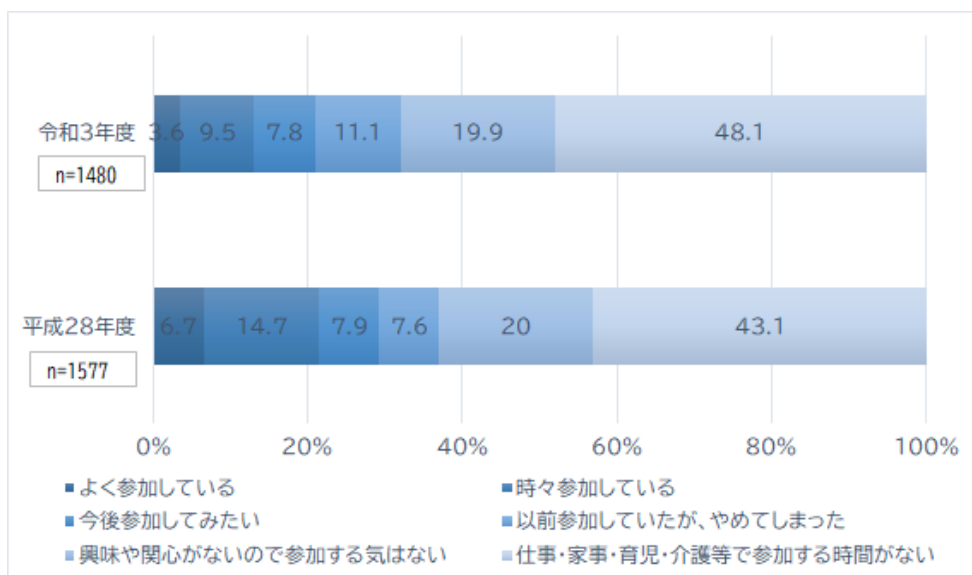
本市では、令和3年度に実施した「令和3年度北本市まちづくり市民アンケート（以下「市民アンケート」という。）」により、市民活動への参加状況・意向と市民の公益活動促進のための施策について市民の意向を調査しました。

この1年間のボランティアや市民公益活動への参加状況では、「よく参加している」と「時々参加している」が13.1%となっており約1割の人が参加している状況です。平成28年度調査の21.4%から半減しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により団体の活動が縮小しているためと考えられます。一方で、「今後参加してみたい」という回答は7.8%で、前回調査の7.9%とほとんど変わりません。また、「以前参加していたがやめてしまった」と「興味や関心がないので参加する気はない」が合わせて31.0%、「仕事・家事・育児・介護等で参加する時間がない」が48.1%となっています（市民アンケート問42）。

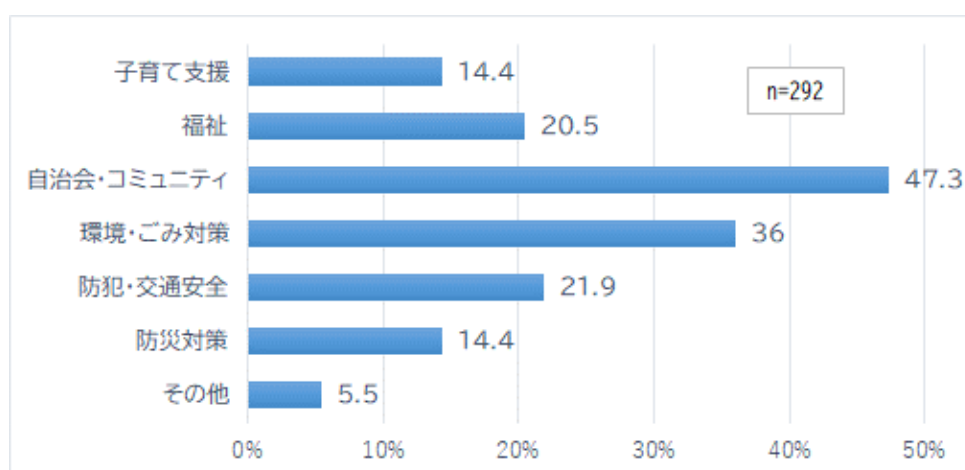
なお、具体的にどのようなボランティア活動に参加又は参加してみたいか聞いたところ「自治会・コミュニティ」、「環境・ごみ対策」、「防犯・交通」の順となっています（市民アンケート問42-2）。

「北本市まちづくり市民アンケート」より

問4-2 あなたは、この1年間にボランティアや市民公益活動に参加したことがありますか。



問4-2-2 〔問4-2で「参加している」または「参加してみたい」とお答えの方〕具体的にどのようなボランティア活動に参加または参加してみたいですか。（複数回答）

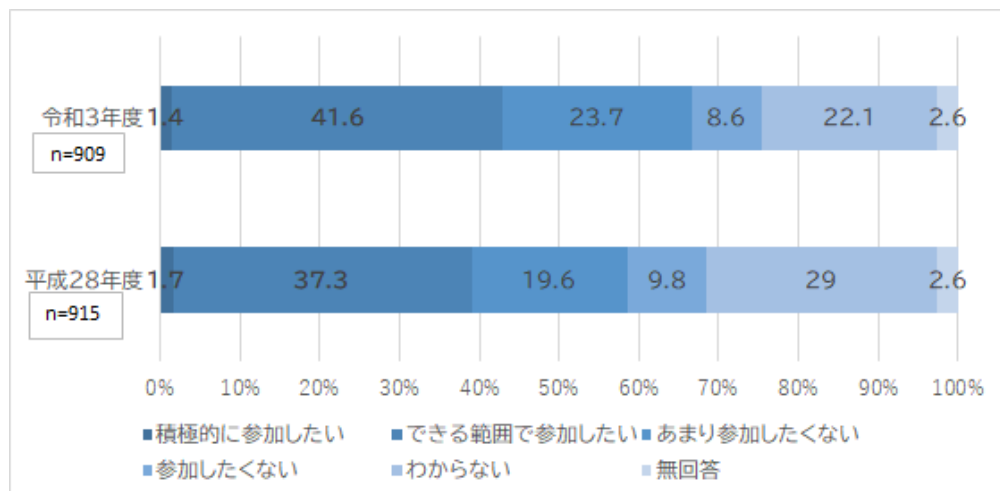


(2) 地域福祉に関する意識・実態調査

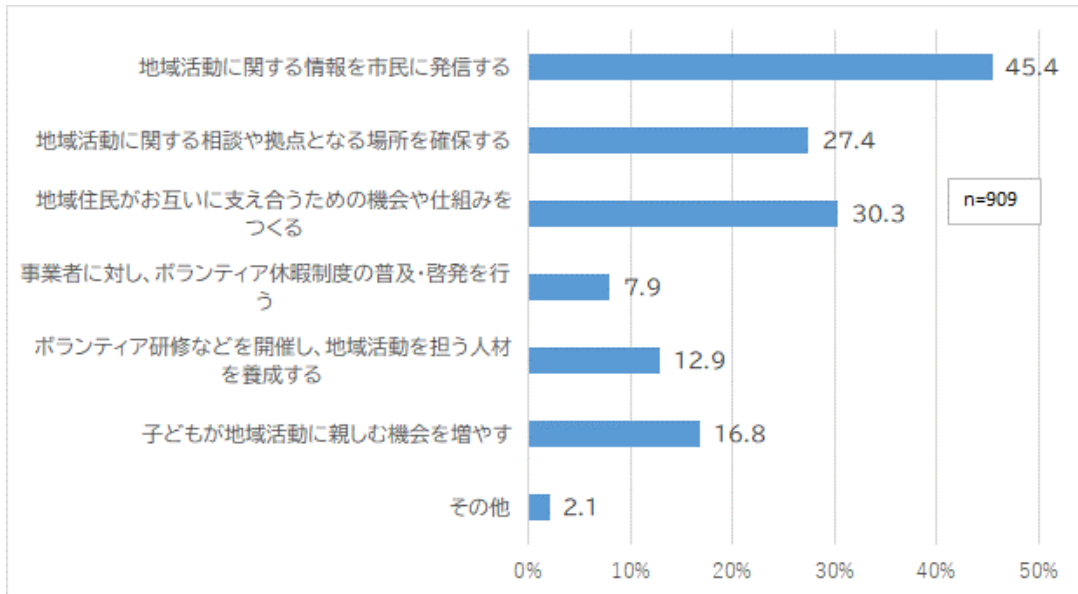
令和3年度に実施した「地域福祉計画・地域福祉活動計画基礎調査（以下「地域福祉基礎調査」という）」の中で、地域で支え合う活動に参加したいかという設問では「積極的に参加したい」と「できる範囲で参加したい」が合わせて43.0%となっています（地域福祉基礎調査問15）。また、地域でともに助け合う活動の輪を広げていくために、特に必要な市や社会福祉協議会からの支援については、「地域活動に関する情報を市民に発信する」が45.4%と最も多くなっています（地域福祉基礎調査問16）。地域活動に参加するうえで支障になることがあるかとの設問では、「忙しくて時間が取れない」が45.7%と最も多くなっていますが、「興味を持てる活動が見つからない」と「地域活動に関する情報がない」が合わせて26.3%となっています（地域福祉基礎調査問17）。

「地域福祉に関する意識・実態調査」より

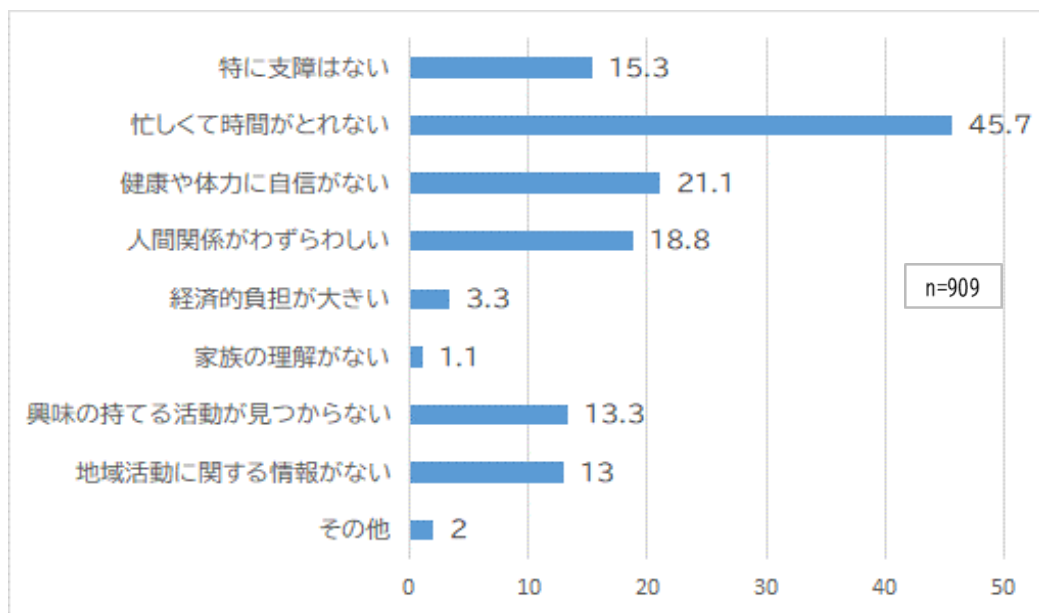
問15 今後、地域で支え合う活動に参加したいと思いますか。



問16 今後、地域でともに助け合う活動（共助）の輪を広げていくために、特に必要な市や社会福祉協議会からの支援は何だと考えますか。（2つまで）



問17 あなたが地域活動に参加するうえで、支障になることはありますか（2つまで）



(3) 市民公益活動に関するアンケート

令和4年8月に市民公益活動団体を対象として「市民公益活動に関するアンケート（以下「団体アンケート」という。）」を行いました。その中で、会員の主な年齢構成を聞いたところ、60歳から69歳と70歳以上が合わせて78.6%を占めています（団体アンケート問4）。会員数の動向については、会員数に大きな変化はないが、入れ替わりがあるという回答が46.7%で最も多くなっています（団体アンケート問6）。

主な活動場所を聞いたところ「公民館等の公共施設」を利用している団体が多く73.3%となっています（団体アンケート問7）。

また、現在感じている課題を聞いたところ「活動の担い手不足」、「活動資金の確保」が多くなっており、平成29年度調査と同様の傾向になっています（団体アンケート問13）。なお、担い手不足の解決策としては、チラシ、ポスター、イベント、体験会等を通じて会員を募集しているという回答が多くなっています（団体アンケート問14）。

次に、市民公益活動に対する市の支援について、特に市民公益活動団体をPRするための情報発信の方法は、「市の広報に市民公益活動に関する記事を掲載する」、「市民公益活動団体の情報をまとめて市のホームページに掲載する」、「市民公益活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行する」の順で多くなっています（団体アンケート問21）。

市民公益活動団体の活動環境を向上させる方法を聞いたところ、「市民公益活動団体がより使用しやすいよう制度を見直す」と「市民公益活動団体用の活動スペースを設置する」が多くなっています（団体アンケート問22）。

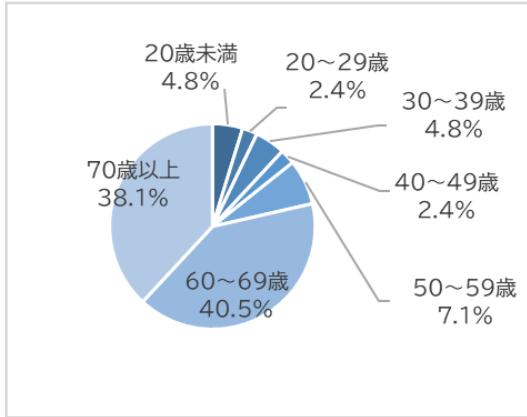
また、市民公益活動団体の活動をさらに活性化させる方法を聞いたところ、「ボランティア登録制度を充実させるなど人材の活性化を図る」が40.0%、「活動資金を支援するため公募型補助金制度を拡充するなど、補助制度を充実させる」が35.6%となっています（団体アンケート問23）。

その他の支援方法について、「小中学校のボランティア体験を充実させる」が46.7%と最も多くなっています（団体アンケート問25）。

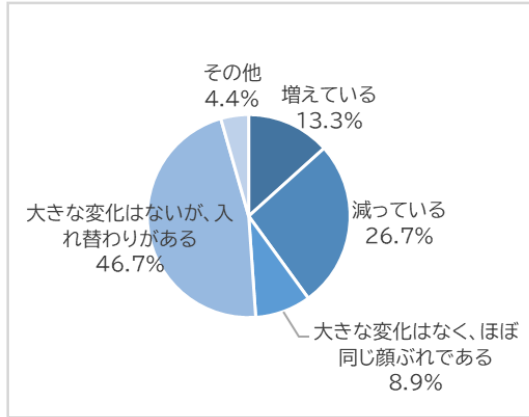
また、他団体や企業との交流について聞いたところ、「同じ分野で活動する団体との交流・連携を希望する」、「活動分野を問わず、他の団体との交流・連携を希望する」と「民間企業との交流・連携を希望する」が多くなっています（団体アンケート問26）。

「市民公益活動に関するアンケート」より

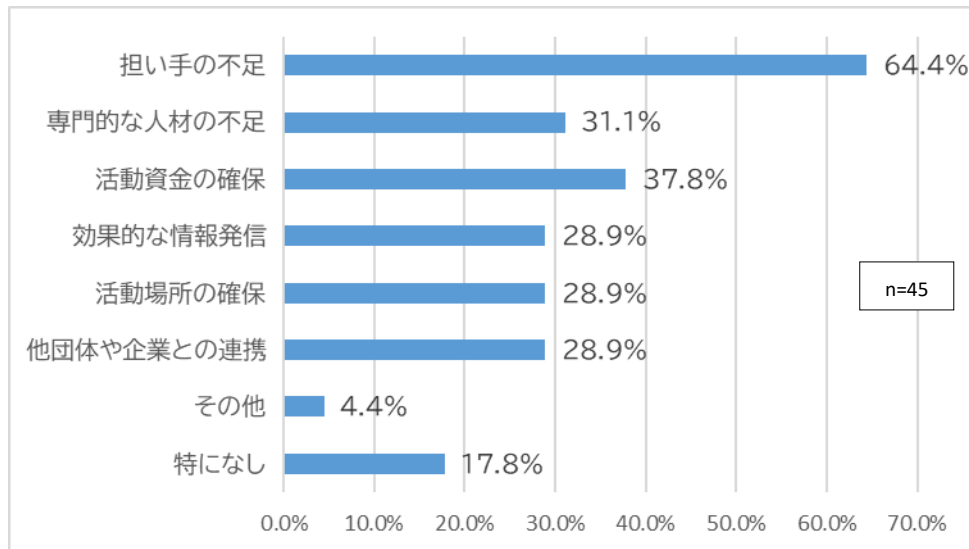
問4 会員の主な年齢構成



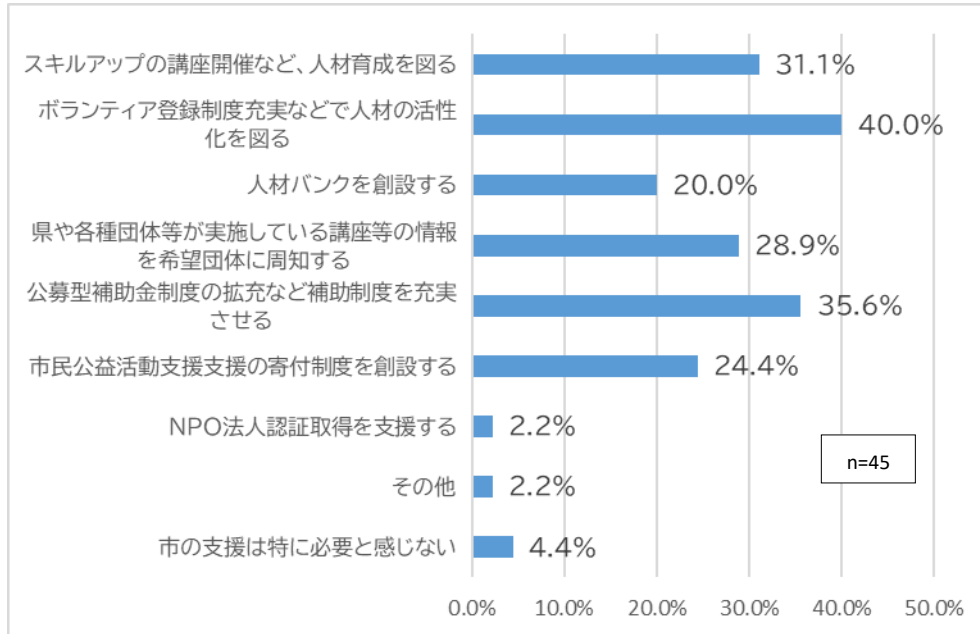
問6 会員数の動向



問13 現在感じている課題について、当てはまるものすべてに○をつけてください。



問23 市民公益活動団体の活動をさらに活性化させる方法について、有効だと思うものに○をつけてください。（3つまで）



(4) 企業の市民公益活動に関するアンケート

令和4年8月に実施した、「企業の市民公益活動に関するアンケート（以下、「企業アンケート」という。）」で、市民公益活動団体との連携について聞いたところ、「今後も連携は行わない」とする回答が61.5%と多く、「今後も継続していきたい（拡大したい）」は38.5%となりました（企業アンケート問6）。

また、どのような支援が可能か聞いたところ、「場所の提供（販売スペース、事務所の提供など）」、「資金面での援助」、「活動への人的派遣」がほぼ同数となっており、場所・人・資金面それぞれで連携の可能性があることがわかりました（企業アンケート問9）。

3 計画の取組状況

前計画である「北本市市民公益活動推進計画（2018年度から2022年度）」では、「市民公益活動の普及・啓発」「市民公益活動の環境整備」「市民公益活動団体の活動支援」「市民公益活動のネットワーク形成」の4つの基本目標を定め、基本目標ごとに推進施策を設定しました。

以下に、前計画に位置付けられた推進施策ごとの推進状況を記載します。

基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

『北本市自治基本条例』に規定するまちづくりの基本原則「情報の共有」の実現に向け、市民公益活動情報を市民と行政とで共有するため、市民公益活動の情報提供や啓発事業等を開催し、市民公益活動の普及・啓発に努めます。

(1) 情報提供の充実

「市民公益活動団体紹介冊子」を作成し、窓口等での閲覧やホームページへの掲載を行っています。

平成29年度から、市民公益活動団体の活動状況を広報きたもとに掲載するとともに、市のホームページでも市内NPO法人等の情報を掲載しています。

北本駅東西自由通路に設置しているNPO／ボランティア団体情報掲示板の申請は、窓口のほか、電子メールでの申請にも対応しています。

イベントを活用した情報提供については、各団体が様々なイベントで活動をPRしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントが中止または縮小されており、団体も参加を見送っています。

(2) 講座・啓発事業の開催

平成26年度から市民公益活動団体等の活動内容を紹介するパネル展を実施しています。

平成30年度にはいきいき埼玉・北本市社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座とパネル展を同時開催し、令和元年度には、「市民活動フェスタ」として、パネル展示と共に団体の発表の時間を設け、団体の活動を広く周知しました。

その他の啓発事業としては、北本市社会福祉協議会と市内小中学校が連携し、ボランティア体験プログラムを実施しています。

基本目標 2 市民公益活動の環境整備

市民公益活動団体がより活動しやすい環境の整備を目指し、活動場所の提供の促進や、庁内の支援体制の整備を進めます。

(1) 活動場所の提供

公民館の貸出については、短時間貸出制度について運用上の聞き取りを行い、制度の導入の課題を整理し、導入についての検討をしています。

北本市市民公益活動支援コーナーの充実については、市役所2階に関連資料やパンフレットを置いた支援コーナーを設置しています。また、（仮称）市民活動交流センターをはじめとする市役所以外の施設に、市民公益活動団体が打合せや作業・交流の場として利用できる優先スペースの設置を検討しています。

(2) 庁内支援体制の整備

市民の公益的な活動を支援する窓口としては、くらし安全課を位置付け、担当職員が相談窓口や事業の紹介などを行っています。

職員研修の取組については、平成30年度には市民公益活動団体情報交換会に合わせて職員研修を実施しました。また、市民公益活動団体パネル展の開催を職員に周知し、職員に市民公益活動団体の活動を周知し、市民公益活動への理解を促進しています。

基本目標3 市民公益活動団体の活動支援

市民公益活動団体が継続的かつ安定的にその活動を進められるよう、人材の育成や活性化の支援を行うとともに、団体の活動資金を支援し、将来的な団体の活動に対する支援を行います。

(1) 人材育成及び活性化の支援

各種講座や助成金等の情報について、希望する団体に対し、電子メールにより情報提供を行いました。

ボランティア登録制度の充実については、総合福祉センターで実施しているボランティア相談に加え、市役所ロビーにおいても月に1回ボランティア相談を実施しています。しかし、市役所での相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時休止しています。

また、北本市社会福祉協議会で実施しているボランティア登録制度の利用者に対し、市民公益活動団体の情報提供を依頼しています。

人材確保については、県の専門家ボランティア登録制度、社会福祉協議会のボランティア登録制度及び人財情報バンク等既存の制度が多くあるため、市民公益活動団体に対してこれらの制度を周知し、支援をしています。

(2) 活動資金の支援

公募型補助金制度については、団体が利用しやすい制度になるよう申請時期の拡大や提出書類の見直し等を行い、市民公益活動情報交換会等で補助金制度の周知を図っています。また、『北本市協働推進条例』に規定されている協働事業提案制度により、市民公益活動団体が市と協働で事業を実施しています。

また、県や民間の補助金・助成金を受ける際の相談を受けています。

(3) NPO法人認証取得の支援

NPO法人の認証取得を目指す団体の支援としては、設立に関する相談があった場合、県の相談窓口を紹介し支援を行うこととしています。

NPO法人設立に係る費用に対する補助制度については、平成26年度以降申請がなく、令和元年度以降NPO法人の設立に関する相談もないことから、NPO法人の設立に関する補助金を廃止することとします。

基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

市民公益活動団体が相互に連携し、補完しあえるようなネットワークの形成に向け、市民公益活動団体間の交流や団体の連携促進事業を実施するとともに、庁内にも連携組織を設置し、自発的に市民公益活動団体を支援する市民公益活動団体が生まれてくるようにその設立に向けた支援を行います。

(1) 市民公益活動団体の交流促進

市民公益活動団体情報交換会を毎年開催し、団体の交流や情報交換、市の協働事業提案制度や駅掲示板等の紹介を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染拡大により開催を中止しています。

また、令和元年度にはパネル展の企画会議を開催し、事業の企画運営の協力することにより、参加団体の交流が促進されました。

(2) 団体間連携の促進

自治会・地域コミュニティ委員会との連携については、令和元年度に県政出前講座を実施し、自治会・地域コミュニティの関係者の参加を呼びかけ、市民公益活動や関係団体の理解促進と交流の機会としました。

企業との連携については、市民活動団体情報交換会に、NPO法人以外の市民公益活動団体や市内企業も対象として実施し、団体同士及び団体と企業と連携を深め、ネットワークづくりの場とすることができました。

(3) 中間支援組織の設立支援

中間支援組織（市民公益活動団体の活動や連携を支援する市民公益活動団体）が生まれる環境を目指し、その取組を支援することを推進施策としており、情報交換会等の機会を通じて各団体の交流を深めていただき、中間支援組織の設立に向けた機運の醸成に寄与することとしていましたが、中間支援組織の設立には至っていません。

4 市民公益活動推進の課題

市民公益活動に関するアンケート結果から、各団体が抱える市民公益活動推進の課題は、活動の担い手の不足、活動資金の確保、活動場所の確保、効果的な情報発信、専門的な知識や技術を持っている人材の不足、他団体や企業との連携となっています。場所、人材、資金の確保が大きな課題となっています。

またアンケートでは、市民公益団体やボランティア団体の情報を広く発信することを、市に期待する割合が高く、市民公益活動の効果的な情報発信の方法が課題です。

団体の会員の高齢化も進んでおり、会員の8割近くを60歳以上の会員が占めています。今後の団体活動維持の面からも、新たな会員募集を希望する団体には、団体の活動を積極的に発信することができるような支援が必要です。

第4章 市民公益活動推進の基本方針

第4章 市民公益活動推進の基本方針

『北本市自治基本条例』に基づくまちづくりのあるべき姿を考慮し、市内の市民公益活動の状況等から市民公益活動推進の基本目標及び推進施策を以下のとおり定めます。

1 基本目標

『北本市自治基本条例』の目的である「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現」に向け、多くの市民が市民公益活動に積極的に参加し、あらゆる分野の市民公益活動が活性化する土壌を作るため、前計画に引き続き4つの基本目標を定めます。

基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

『北本市自治基本条例』に規定するまちづくりの基本原則「情報の共有」の実現に向け、市民公益活動情報を市民と行政とで共有するため、市民公益活動の情報提供や啓発事業等を開催し、市民公益活動の普及・啓発に努めます。

基本目標2 市民公益活動の環境整備

市民公益活動団体がより活動しやすい環境の整備を目指し、活動場所の提供の促進や、庁内の支援体制の整備を進めます。

基本目標3 市民公益活動団体の活動支援

市民公益活動団体が継続的かつ安定的にその活動を進められるよう、人材の育成や活性化の支援を行うとともに、団体の活動資金を支援し、団体の活動に対する支援に努めます。

基本目標4 市民公益活動のネットワーク形成

市民公益活動団体が相互に連携し、補完しあえるようなネットワークの形成に向け、市民公益活動団体間の交流や団体の連携促進事業を実施するとともに、自発的に市民公益活動団体を支援する市民公益活動団体が生まれてくるようにその設立に向けた支援を行います。

2 推進施策

4つの基本目標を達成するため、基本目標に沿った推進施策を以下のとおり定めます。

また、推進施策を実現するために、年度ごとに推進施策に基づいた個別推進事業を定め、市民公益活動の推進に取り組みます。個別推進事業は、実施後に評価を行い、その結果を反映させ、翌年度の個別推進事業を決定します。

基本目標1 市民公益活動の普及・啓発

推進施策1-(1) 情報提供の充実

市民公益活動団体の活動情報が広く市民に伝わるよう情報提供のあり方について検討し、市民公益活動情報の共有化を図ります。

推進施策1-(2) 啓発事業の実施

市民の市民公益活動への理解と認識を深めるため、市民公益活動に関する啓発事業を実施します。

また、市民公益活動を紹介するイベント等を開催します。

基本目標2 市民公益活動の環境整備

推進施策2-(1) 活動場所の提供

事務所や活動拠点施設を持たない市民公益活動団体への支援として、市民公益活動団体の活動場所の提供について検討します。

推進施策2-(2) 庁内支援体制の整備

市民公益活動の支援を全庁的に進めるため、庁内の支援体制を整備します。

基本目標3 市民公益活動団体の活動支援

推進施策3-(1) 人材の育成及び活性化の支援

市民公益活動団体のメンバーの人材育成を支援します。

また、市民公益活動団体が意欲的で主体的な人材を確保できるよう支援します。

推進施策 3-(2) 活動資金の支援

安定的、かつ継続的な市民公益活動が行われるよう、資金面から支援する仕組みとして引き続き公募型補助金を実施します。

推進施策 3-(3) NPO法人認証取得の支援

NPO法人の認証取得を目指す市民公益活動団体の相談に対応し、NPO法人の認証取得を支援します。

基本目標 4 市民公益活動のネットワーク形成

推進施策 4-(1) 市民公益活動団体の交流促進

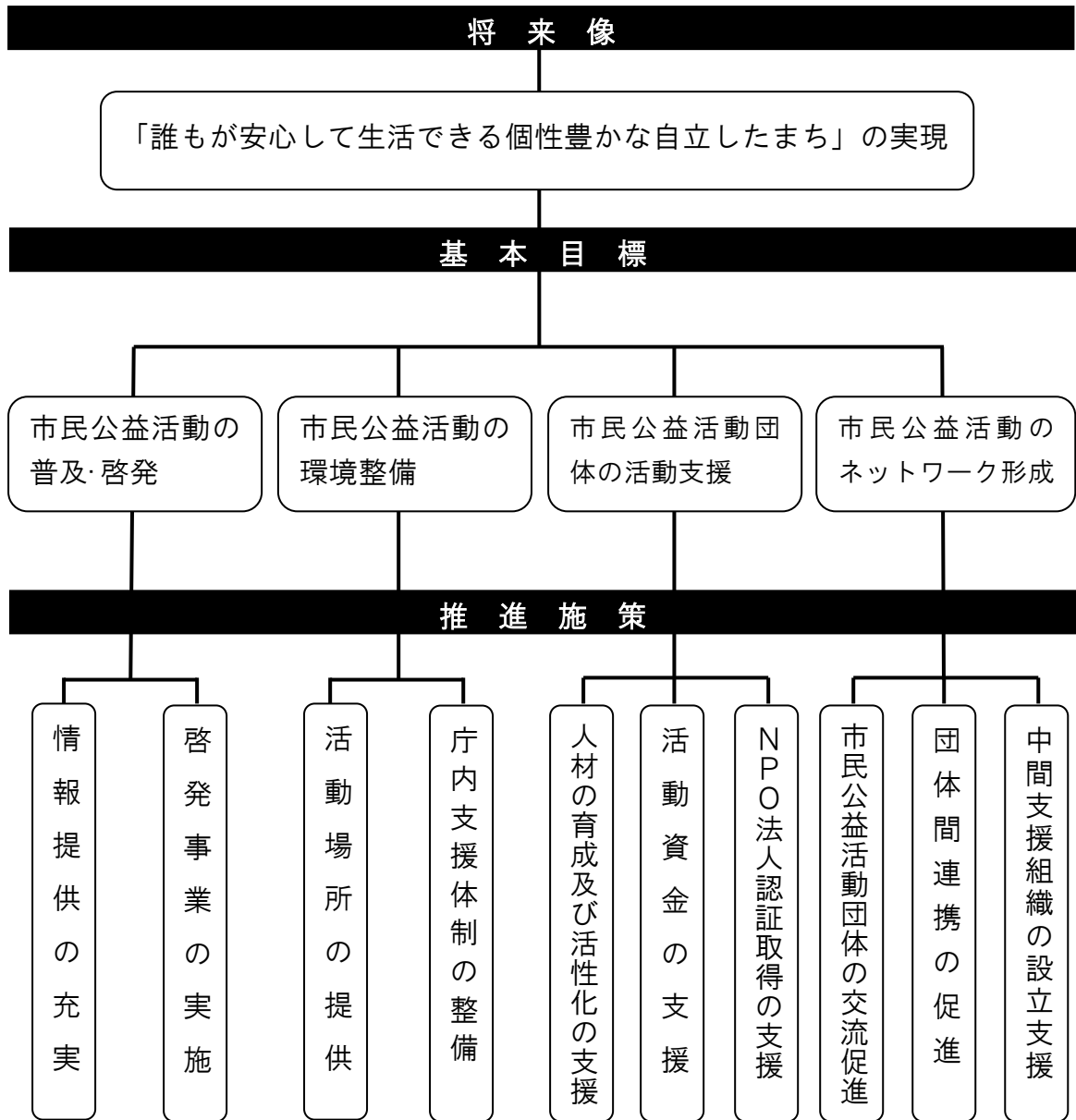
多種多様な市民公益活動団体が、他の組織と交流、連携することにより、互いの団体活動の広がりや組織運営の向上につながることから、各団体間の結びつきが強まるよう、市民公益活動のネットワーク形成に向けた取組を進めます。

推進施策 4-(2) 団体間連携の促進

コミュニティ活動団体、市民公益活動団体、市、企業等様々な主体が横断的に連携・交流できる機会の創出について検討します。

推進施策 4-(3) 中間支援組織の設立支援

行政と地域の間にとって様々な市民公益活動を支援する中間支援組織の設立を支援します。



市民公益活動推進施策体系

第5章 市民公益活動推進施策の展開

第5章 市民公益活動推進施策の展開

1 市民公益活動の普及・啓発

<現状と課題>

現在、市では、市民への市民公益活動の情報提供の方法として、駅掲示板を活用したポスター掲示による団体情報の提供、市民公益活動支援コーナーへの情報掲示等を行っています。

令和4年8月に実施した「市民公益活動に関するアンケート」によると、市民公益活動に対する市の支援については、市民公益活動団体をPRするための方法として、「市の広報に市民公益活動に関する記事を掲載する」という回答が最も多く、続いて「市民公益活動団体の情報をまとめて市のホームページに掲載する」、「市民公益活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行する」などが有効と考えられています。

<推進施策>

(1) 情報提供の充実

ア 市民公益活動ガイドブック等の発行

市民公益活動団体の情報を共有するため、市民公益活動団体の情報を掲載した「市民公益活動団体紹介冊子」を作成しました。この冊子をイベントで配布するとともに、ホームページで公開し、市内で活動する市民公益活動団体の情報を広く市民の皆さんに提供します。また、市民公益活動についてのガイドブックを作成し、市民公益活動の方法や団体参加のきっかけづくり等の情報を提供します。

イ 広報媒体の活用

市民公益活動団体は、個々に情報を発信していますが、市の広報への情報掲載は特に有効なため、市民公益活動団体の活動を広報で紹介していきます。併せて市のホームページで各市民公益活動団体を紹介します

また、引き続き駅掲示板を活用し、市民公益活動団体の情報発信の場を提供します。

ウ イベントの活用

多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体が出展して公益活動団体の活動状況をお知らせしています。今後、出展を希望する団体がある場合は、窓口の紹介等の支援を行います。

(2) 啓発事業の実施

ア 市民公益活動団体パネル展等の開催

市民公益活動団体パネル展を引き続き実施します。また、市民公益活動団体の活動を広く市民に紹介するため、関連する部署と連携を図り、地域活動も含めた担い手育成や幅広い世代の市民公益活動への参加を促す等の啓発事業の実施を検討します。

イ 小・中学生のボランティア活動体験の実施

若い世代のボランティア体験の機会を増やすため、小・中学生のボランティア体験を引き続き実施します。

2 市民公益活動の環境整備

<現状と課題>

市民公益活動団体の活動場所については、福祉分野で活動しているボランティア団体は、北本市総合福祉センターを拠点とする傾向があります。

一方、NPO法人は事務所を設置しているため、法人の事務所を活動拠点とする例が多いようです。

その他の団体は、文化センターや地区公民館等を活動拠点とする団体が多く、会場使用料は市民公益活動団体の負担になっています。

また、市民公益活動団体の主体性を尊重しながら、市が市民公益団体との協働を進めるために、職員には市民公益活動の意義や役割、ボランティアやNPO活動への理解が求められます。

<推進施策>

(1) 活動場所の提供

ア 公民館貸出制度の見直し

市民公益活動団体に対するアンケートで要望が多いため、引き続き短時間貸出制度の検討を行います。

イ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実・拡充

市民公益活動団体に対するアンケートで、活動スペースの設置について要望が多かったため、(仮称)市民活動交流センターの整備に伴い、市民公益活動団体が優先的に使用できるスペースを設置します。

(2) 庁内支援体制の整備

ア 職員研修の実施

市民公益活動に係る事業の実施に際し、職員の参加を促し、市民公益活動への理解を促進します。

イ 庁内連携組織の設置

協働推進等庁内委員会において本計画の推進及び進行管理を行い、庁内連携の推進を図ります。

3 市民公益活動団体の活動支援

<現状と課題>

市民公益活動団体の活動の課題として、人材不足や財政的な問題が挙げられます。「市民公益活動団体に対するアンケート」によると現在感じている課題については、「活動の担い手の不足」と答えた団体が最も多く、続いて「活動資金の確保」という結果になっています。

活動期間の長い市民公益活動団体では、会員の高齢化が進み、団体活動の維持のために、新たな会員を増やす必要があります。

そのため、会員の人材育成をはじめ、市民公益活動団体の活動内容に賛同し、新たな加入者を増やすための取組が必要です。

また、団体の活動をより安定化、活性化させるため、活動資金面でのサポートや、団体のNPO法人認証取得の支援も課題です。

<推進施策>

(1) 人材の育成及び活性化の支援

ア 人材育成等に関する情報提供の実施

各種講座や助成金等の情報について、提供を希望する団体に対し、メール等で情報提供を行います。また、情報化への取組を希望する団体に相談窓口などの情報を提供します。

イ ボランティア登録制度の充実

北本市社会福祉協議会と協力し、引き続き、ボランティア相談を実施します。また、北本市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターで実施しているボランティア登録について、その制度をPRし、更なる市民公益活動の充実を図ります。

(2) 活動資金の支援

公募型補助金制度や各種助成金制度について周知します。

(3) NPO法人認証取得の支援

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立に関する相談と申請窓口を紹介します。

4 市民公益活動のネットワーク形成

<現状と課題>

市民公益活動団体の中には、先進的な取組を行っている団体もあり、それぞれが活発に活動している事例が見られます。しかしながら、団体同士の交流は活発とはいえない状況にあります。

市民公益活動団体間の結びつきをより強めることは重要です。団体が相互に補完し、個々の活動を協力し合い、活動がより活性化できる体制が確立されることが望ましいものと考えます。活動分野の違う団体が、協働して新たな事業に取り組むことにより、相乗効果も期待できます。

市民公益活動団体のネットワークの促進のため、市内に主たる事務所を有するNPO法人、ボランティア団体等の市民公益活動団体の情報交換会を開催しています。

また、北本市ボランティアセンターでは、ボランティアセンター登録団体の中から北本市ボランティア連絡会が組織されています。

事業者・企業もまちづくりの重要な担い手であることから、市民公益活動団体と企業との連携について、今後とも取り組んでいく必要があります。

<推進施策>

(1) 市民公益活動団体の交流促進

市民公益活動団体情報交換会を引き続き実施します。

(2) 団体間連携の促進

ア 自治会・地域コミュニティ委員会との連携

地域課題の解決のためには、自治会や地域コミュニティ委員会などの自治組織と連携することが有効です。自治会や地域コミュニティ委員会に市民公益活動団体の事業の情報を提供し、連携のきっかけづくりを行います。

イ 企業との連携

市内企業に情報交換会に参加を案内し、団体との交流の機会をつくれます。

(3) 中間支援組織の設立支援

情報交換会等の機会を通じて各団体の連携を深め、中間支援組織の設立に向けた機運を醸成します。

第6章 計画の推進



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

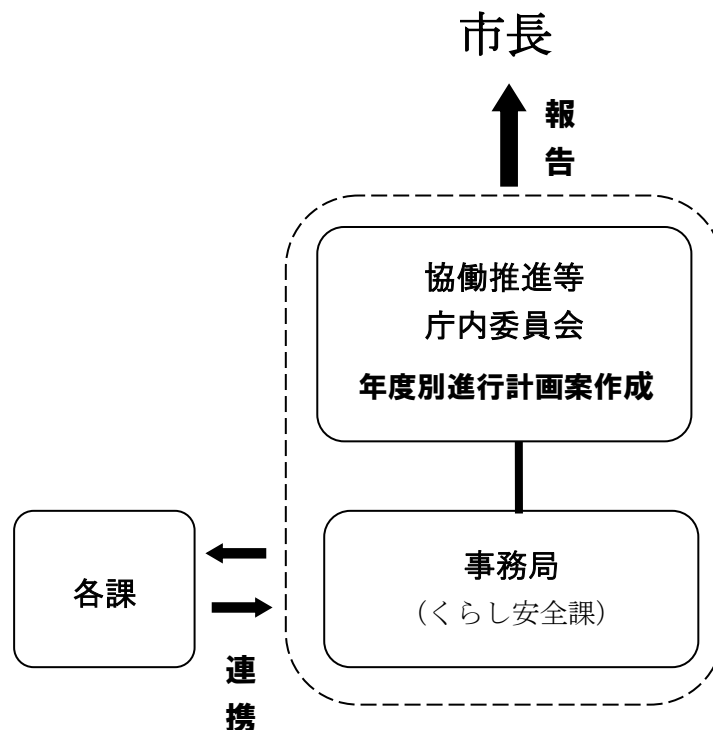
本計画は、中期的な展望に立ち、市民公益活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

したがって、引き続き協働推進等庁内委員会により、これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施します。

2 計画の進行管理

年度当初に策定した個別推進事業について、その翌年度に実施状況を確認し、進行管理を行います。

個別推進事業の実施状況は、ホームページ等での公表を通じ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います



市民公益活動推進計画の推進体制

